

# 第3章 特例認定申請

## 1 概要

特例認定法人として特例認定を受けようとする特定非営利活動法人は、必要な書類を添付した申請書を所轄庁である東京都に提出し、特例認定を受けることとなります（法第44条第2項、第58条第2項）。

特例認定の申請をしようとする特定非営利活動法人は、次に掲げる基準に適合する必要があります（法第59条）。

- ① 認定基準（パブリック・サポート・テスト（PST）基準を除く。）を満たしていること。
- ② 特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること。
- ③ 過去に認定（特例認定）を受けたことがないこと。

### (1) 申請書類（→80頁）

	申請書類	部数	記載頁
①	特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書（第22号様式）	1	82
②	各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（書式第6号の①から第15号）	1	62～75
③	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（書式第16号）	1	76

(注意事項)

- 1 寄附者名簿の提出は不要です。
- 2 特例認定の各基準については41頁～（パブリック・サポート・テスト（PST）基準を除きます。）をご確認ください。
- 3 特例認定の各基準に係る実績判定期間は、特例認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法第44条第3項、第58条第2項）。
- 4 **申請書の添付書類には、滞納処分に係る納税証明書等の文書を別途、添付する必要があります。詳しくは、巻末の「様式・書式編」をご確認ください。**
- 5 申請書等の提出書類は、官公署が発行する文書を除いて、A4判で作成してください。

### (2) 特例認定の有効期間

特例認定の有効期間は、東京都による特例認定の日から起算して3年となります（法第60条）。

特例認定の有効期間中又は有効期間の経過後に認定法人として認定を受けたい場合は、あらたに認定の申請を行う必要があります（特例認定は、有効期間の更新はできません）。

特例認定の有効期間が経過した場合や、特例認定の有効期間中に認定法人として認定を受けた場合には、特例認定の効力を失います（法第61条）。

## 2 必要書類

申請書類		部数	記載頁
1	特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書（第22号様式）	1	82
2	認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
基二 号	認定基準等チェック表（第2表）（書式第6号の①）	1	62
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表（初葉）（次葉））（書式第7号）	1	64, 65
	役員等の状況（第3表付表1）（書式第8号）	1	66
	帳簿組織の状況（第3表付表2）（書式第9号）又は 監査証明書	1	67
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表（初葉）（次葉））（書式第10号）	1	68, 69
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）（書式第11号）	1	70
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2（初葉）（次葉））（書式第12号）	1	71, 72
基五 号	認定基準等チェック表（第5表）（書式第13号）	1	73
号六 号 基 準 八	認定基準等チェック表（第6、7、8表）（書式第14号）	1	74
	欠格事由チェック表（書式第15号）	1	75
	納税証明書（過去3年分）（所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書） ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在地の道府県知事及び市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書も添付	各1	
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（書式第16号）	1	76

（注意事項）寄附者名簿及び一号基準（パブリック・サポート・テスト（PST）基準）に関する書類の添付は必要ありません（法第58条第2項、第59条）。

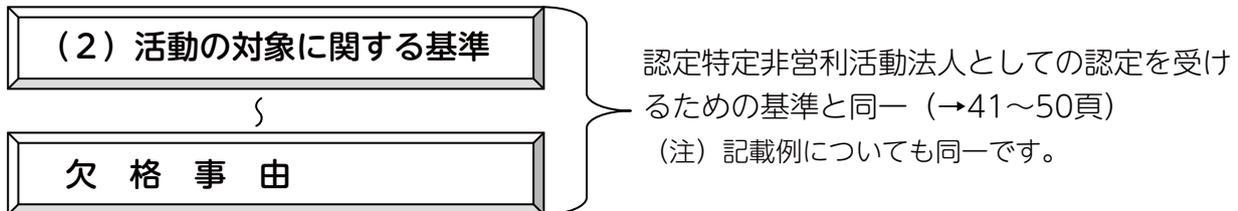
## 3 実績判定期間

実績判定期間とは、特例認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます（法第44条第3項、第58条第2項）。

実績判定期間の考え方については、「第2章 認定申請 3 実績判定期間」（具体例1）～（具体例3）（→32～34頁）をご覧ください（「認定」は「特例認定」に「（有効期間）5年」は「（有効期間）3年」に、それぞれ読み替えてください）。

## 4 特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための基準

特例認定法人としての特例認定を受けるためには、特定非営利活動法人であって新たに設立されたもの（設立後5年以内のものをいいます。）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれることにつき、パブリック・サポート・テスト（PST）基準を除く認定基準（2）～（8）及び欠格事由に加え、次の2つの基準に適合する必要があります（法第45条、第58条、第59条）。



### 設立の日からの経過期間に関する基準

特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること（法第59条第2号）。

### 認定又は特例認定の有無に関する基準

過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと（法第59条第3号）。

（その他）

特例認定法人の上記基準のうち、(2)、(4)のハとニの基準は実績判定期間において適合する必要がありますが、(3)、(4)のイとロ、(5)(ロを除く)、(6)、(7)の基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく特例認定時まで適合している必要があります（法第45条第1項第9号）。

特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書

令和5年7月1日     東京都知事 殿	主たる事務所の所在地	〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話(03)5388-3095 FAX(03)5388-1331
	(フリガナ)	トクテイヒエイリカツドウホウジンカセンカラカンキョウヲカンガエル〇〇カイ
	特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会
	(フリガナ)	シンジユク イチロウ
	代表者の氏名	新宿 一郎 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">設立5年以内であることが必要です。</span> <span style="float: right;">印</span>
	設立年月日	平成31年3月15日
	事業年度	4月1日～3月31日
	過去の認定の有無	有 ・ <input type="radio"/> 無
過去の特例認定の有無	有 ・ <input type="radio"/> 無	

特定非営利活動促進法第58条第1項の特例認定を受けたいので申請します。

（現に行っている事業の概要）

- ・ △△川、□□川を中心とした河川のゴミ拾い
- ・ 河川的环境保護を啓発するためのイベント開催

その他の事務所の所在地

左記の事務所の責任者の氏名

役職

〒	電話 ( ) — FAX ( ) —		
〒	電話 ( ) — FAX ( ) —		
〒	電話 ( ) — FAX ( ) —		

## 5 審査等において確認する書類

認定基準等の適合や申請書類の記載内容を確認するため、審査等において提示（又は提出）をお願いする可能性がある書類は次のとおりです（特段の依頼がない限り、申請時に添付していただく必要はありません。）。

ただし、これらは、あくまでも確認する資料の一例であり、審査等の過程において、必要に応じて、ここに掲げる以外の資料を確認する場合があります。

また、これらの資料は、事前相談の際にも確認をさせていただく場合があります。

	確認する可能性のある書類の事例	(参考) 対応する主な認定基準
1	特定非営利活動法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
2	実績判定期間から直近までの総勘定元帳等の帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。)	活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
3	申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例) ・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
4	寄附金・会費の内容がわかる資料 (寄附申込書等寄附の受入が証明できる書類、現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
5	補助金・助成金を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等	事業活動に関する基準
6	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績 (開催回数、募集内容等)、支出先、給与台帳等)	活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
7	閲覧に関する細則 (社内規則)	情報公開に関する基準
8	法人運営に関する資料 (社員名簿、総会・理事会の招集通知、議案書、提出された委任状、書面表決書、議事録等)	運営組織及び経理に関する基準
9	特定非営利活動法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及び特定非営利活動法人と特定の第三者との関係がわかる資料	活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準

### <現地確認について>

所轄庁は、法の施行のために必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとされています (法第73条)。この規定により、東京都が特例認定申請中の特定非営利活動法人に対し、申請書の内容の確認のために現地確認を実施することがあります。

## 6 特例認定後の手続

### (1) 特例認定法人の書類の提出義務（法第49条第4項、第62条、法規第33条第1項）

特例認定の通知を受けた特例認定法人で東京都以外の道府県の区域内にその他の事務所を設置する特定非営利活動法人は、遅滞なく、次に掲げる書類をその事務所が所在する道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」といいます。）に提出しなければなりません（→132頁）。

	所轄庁以外の関係知事に提出する書類	部数	様式頁
①	法規第33条第1項で規定する様式第4号（特例認定法人）	1	233
②	直近の事業報告書等	1	
③	役員名簿	1	
④	定款等（定款、認証に関する書類の写し、登記事項証明書の写し）	1	
⑤	所轄庁（東京都）に提出した申請書に添付した書類の写し	1	
⑥	特例認定に関する書類の写し	1	

### (2) 特例認定法人の役員報酬規程等の提出義務（法第54条第2項、第55条、第62条）

特例認定法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、事業報告書等と役員報酬規程等を東京都（2以上の区域内に事務所を設置する特例認定法人にあっては、所轄庁である東京都及び所轄庁以外の関係知事）に提出しなければなりません（→112頁）。

#### ◀ その他の参考事項 ▶

#### 1 特例認定法人の名称等の使用制限（法第50条第1項、第2項、第62条）

特例認定法人でない者は、その名称又は商号中に特例認定法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならず、また、何人も、不正の目的をもって他の特例認定法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないこととされております。

なお、これらの規定に違反している場合には、罰則の適用があります（「第9章 認定（特例認定） 特定非営利活動法人の罰則」参照）。

#### 2 所轄庁による特例認定の通知（法第49条第1項、第3項、第62条、法規第27条第1項）

東京都は、特定非営利活動法人からの特例認定申請について、特例認定をしたときはその旨を当該申請法人に対し書面により通知します。また、特例認定をしないことを決定したときはその旨とその理由を、申請法人に対し書面により通知します。

また、東京都は、都以外の道府県の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人について特例認定したときは、その特例認定法人の名称その他一定の事項を、所轄庁以外の関係知事に通知します。